

平成 23 年 5 月 30 日

各保健福祉事務所長 殿

医療課長

内視鏡自動洗浄消毒装置の確認及び点検について（注意喚起）

県内の医療機関において、自動洗浄消毒装置の使用について、次のとおり使用後の内視鏡器具の消毒液の交換について不適切な事例が確認されました。

つきましては、当該装置の消毒液の使用期限の確認及び消毒液の交換作業の業務管理について、改めて徹底していただきますよう、(社)神奈川県医師会及び(社)神奈川県病院協会未加入医療機関への周知をお願いいたします。

なお(社)神奈川県医師会及び(社)神奈川県病院協会には別途通知していることを申し添えます。

事例

使用後の内視鏡器具は自動洗浄消毒装置により洗浄・消毒を行うが、「消化器内視鏡の洗浄・消毒マルチソサエティガイドライン(2008.5.23)」を参考に、使用回数 24 回を基準に消毒液（アセサイド液）の交換を行っていた。

装置に表示される使用回数を確認していたが、使用後も表示が「22」のまま変わらないことに疑問を感じた担当職員が、使用回数の表示ではなく、日数の表示に変わっていることに気がついた。

日数の表示を回数の表示に戻すと「99(カウント上限)」と表示され、使用回数の基準を超えて消毒液を使用していたことが判明した。

問い合わせ先

法人指導グループ 清水

電話 (045) 210-1111 内線 4871